

# 若年がん患者在宅療養支援事業補助金 (～在宅サービス・福祉用具の利用～)

新城市では、若年がん患者の方が住み慣れた自宅で療養生活が送れるよう、在宅における療養サービスに要する費用の一部を補助します。

対象者	下記のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請からサービス等の利用時までにおいて新城市に住民票のある方</li> <li>● サービス利用時点において、年齢が0歳以上40歳未満の方</li> <li>● 医師に一般的に認められている医学的所見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者</li> <li>● 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な方</li> </ul>	
対象サービス	在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 等
	福祉用具の貸与 (レンタル)	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)、自動排泄処理装置 等
	福祉用具の購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器 等
補助金額	在宅サービス及び福祉用具利用料の9割 <u>1か月上限5万4千円</u> (1円未満の端数は切り捨て) * 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾患医療費の支給を受けている方は、「福祉用具貸与」、「福祉用具購入」は対象外。 * 生活保護を受けている方は、対象サービス料の10割(上限6万円)を補助。	
申請期限	サービス利用前に申請が必要です	

【問合せ先・申請先】新城市健康課(新城保健センター)

〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地8

電話：0536-23-8551

## 【申請から補助金交付までの流れ】

①サービス利用前に必要な書類を揃えて健康課へ申請
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申請書 新城市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書</li><li><input type="checkbox"/> 主治医意見書 新城市若年がん患者在宅療養支援事業意見書（作成料は利用者負担）</li><li><input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカードや免許証等の身分証明書</li><li><input type="checkbox"/> 委任する場合 ⇒ 委任状 補助対象者以外の方が申請する場合のみ、18歳未満の場合は不要</li></ul> <p>*市ホームページからダウンロードできます。</p>
②利用認定の通知
健康課で申請内容を審査し、決定通知書（不承認通知書）を申請者に郵送します。
③サービス提供事業所と契約・利用
サービス提供事業者と契約し、サービスの利用を開始してください。
④サービス利用料の支払い、必要書類の受け取り
サービス事業所で請求された額（月額）の支払いをし、必要書類を受け取って下さい。 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 実績報告書 利用状況が確認出来る書類（利用回数など利用状況と費用を記載したもの）
⑤必要書類を持参し健康課に補助金の請求
<input type="checkbox"/> 交付請求書 新城市若年がん患者在宅療養支援事業交付請求書 <input type="checkbox"/> 領収書（原本） <input type="checkbox"/> 実績報告書 利用状況が確認出来る書類（利用回数など利用状況と費用を記載したもの） <input type="checkbox"/> 振込口座が確認できるもの（写し）
⑥補助金の振込
健康課が請求内容を審査し、請求口座へ補助金を振り込みます。

## 【申請にあたっての注意事項】

- ◆申請からサービス等の利用時まで存命である対象者についてのみ申請及び補助金の請求が可能です。
- ◆既に医療保険を受けた訪問看護や訪問リハビリテーションの費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合については、本制度を利用することが可能です。

※交付申請書や委任状の様式は、健康課で配布しています。

新城市ホームページからもダウンロードできます。

詳細は市ホームページに掲載している Q&A をご参照ください。